

平成27年度介護保険料

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに、所得段階別に保険料が決定し、個々に納付していただきます。

基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。平成24年度から平成26年度までは57,600円(月額4,800円)でしたが、平成27年度から平成29年度は62,800円(月額5,240円)に引上げとなりました。

みなさんには、6月16日に発送する「平成27年度介護保険料納入決定通知書」でお知らせします。

介護保険料を年金から納めていただいている方へ

4・6・8月分は、原則前年度の2月分と同額の保険料を納めていただくようになっております(仮徴収)。前年の所得に応じ年間の保険料が決定すると、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を10・12・2月分で納めていただきます(本徴収)。

本年度は基準額の見直しにより、仮徴収額と本徴収額の保険料に大きく格差が生じる場合があるため、保険料額ができるだけ均等になるように6月と8月の徴収額を変更(平準化)します。

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当(内線342)

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線354・364)

【平成27年度介護保険料】

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	28,200
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	40,800
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	47,100
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.83	52,100
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	62,800
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	75,400
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	78,600
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.45	91,100
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	94,300
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.70	106,800

第1・2・3・4・5段階の「合計所得金額」とは、前年の年金以外の所得で構成する合計所得金額をいいます。

前年度			現年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

介護保険施設の居住費、食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については、居住費、食費について、負担の上限額(負担限度額)が設けられ、負担が軽減されます。

介護保険制度の改正により対象者が、8月1日から右記のように変更になります。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1割が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

平成27年7月31日まで	平成27年8月1日から
・住民税非課税世帯の方 または ・生活保護を受けている方	・住民税非課税世帯の方 または ・生活保護を受けている方 上記に加え ・世帯分離している場合でも、 配偶者が非課税であること ・預貯金等が単身1,000万円、 夫婦2,000万円を超えないこと (必要な提出書類等) 本人・配偶者の預貯金・有価証券・借用証書などの写し

軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、介護保険負担限度額認定申請書・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には、後日、介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減認定証を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようお願いします。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係(内線354・364)

福崎町文化財だより 67

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

文化財再発見 60

東新田古墳（西田原字東新田）

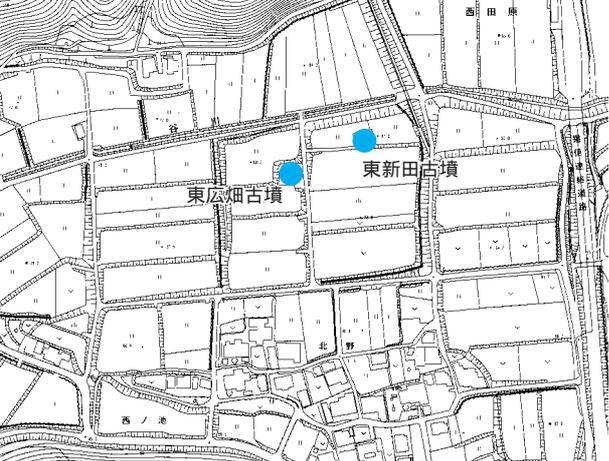
★明らかになった鉄器の姿

福崎町では、平成23年度から国や県の補助を受け、東新田古墳から出土した鉄器の保存処理をすすめています。今回は、平成25・26年度に保存処理をした鉄器について報告します。

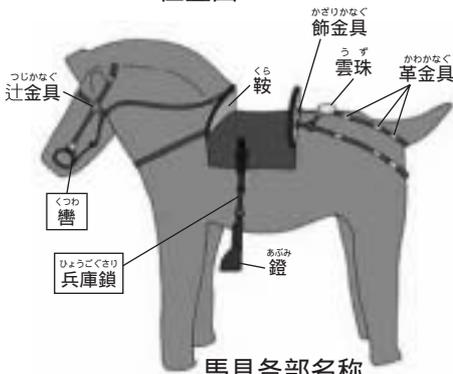
東新田古墳の概要

東新田古墳は、銀象嵌装大刀の柄頭が出土した東広畑古墳の東に位置しています。

平成9年には、東広畑古墳とともに町指定文化財に指定されました。「つぶれ塚」とも呼ばれており、現在、石室



位置図



馬具各部名称
(馬具装着想定図)

には天井がなく、石材が一部しかのこっていません。

ほ場整備に伴う発掘調査の結果、古墳の大きさは直径約16mで、形は円墳であることが分かりました。また、調査によって鉄器が230点以上土器が100点以上みつつかつています。



写真1 東新田古墳（西から）

出土した土器や鉄器の特徴から、6世紀後半につくられた古墳だということが分かりました。

保存処理結果

馬具（轡、兵庫鎖）

馬具の轡（馬の口に装着する道具）や鏡、馬に乗る人が足をかける部分の兵庫鎖などがみつつかつています（写真2）。鏡の兵庫鎖が2点見つかったことから、鏡が左右1対で副葬されていたと考えられます。

その他にも、雲珠や飾金具などが出土しており、今後、

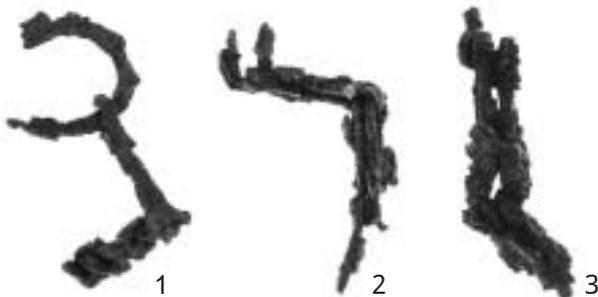


写真2 東新田古墳出土鉄器（1轡、2・3兵庫鎖）

保存処理をすすめていく予定です。

銀象嵌が施された大刀の鏢、平成26年度の保存処理中に、大刀の鏢部分に施された銀象嵌が新たにみつかりました。写真3で確認できる白い線で描かれた模様は、銀がはめ込まれた象嵌という大陸由来の技術で描かれたものです。資料は1cm x 2cmという小



写真3 東新田古墳出土鉄器（大刀の鏢の一部）
(左はX線写真)

さな破片ですが、鏢を削る処理を行い、銀象嵌を肉眼で確認できるようになりました。平成23年度に東新田古墳から出土した鉄器の保存処理を行いました。その結果、銀象嵌が施された大刀が少なくとも2振副葬されていることが分かっていましたが、今回の保存処理結果により、もう1振別の大刀が副葬されていた可能性が考えられます。これら遺物や保存処理の結果は、展示などで公開していきますので、ぜひご覧ください。

～福崎の文化を知り、福崎の歴史とともに歩む～

ふくさき歴史体験隊

平成26年度 | 年間のおもな活動報告

歴史民俗資料館だより

平成27年度も、ふくさき歴史体験隊は元気に活動します。6月に小学校を通じて隊員を募集します。興味のある5・6年生は先生にたずねてみてね。



辻川^{かいわい}界隈をめぐり、柳田國男の生家や記念館、三木家住宅などを見学しました。



第1回

開級式・辻川^{かいわい}ウォークラリー



第5回

たこ 凧づくり・凧あげ ~よくあがる凧をつくらう~

正月を前に、凧あげをしました。凧は手づくり。骨組みを組み立て、好きな絵や模様を描いて完成させました。



身近にある素材で凧をつくったよ。

地域のみなさんに支えられて、元気に活動しました。

ボランティアの方々

平成26年度は40人の隊員が参加しました。



第2回

はにわづくり

人や動物、家のかたちをしたはにわなど、個性あふれるはにわがつけられました。



第3回

はにわづくり ~はにわを焼こう!~

力を合わせてカマをつくり、はにわを焼きあげました。まが玉づくりも体験しました。



第6回

郷土の特産物を知ろう!・修了式

最終回は、福崎町の特産物であるもち麦を使った料理に挑戦! どの料理もおいしくできました。



給食のパンにも、もち麦は使われているんだよ!



妙徳山古墳は大きくて広かった!!

暗い!! でも...



第4回

古墳めぐり ~町内の古墳めぐり~

町内の古墳をめぐりに出発。みんなで古墳の中にもいったね。隊員全員が入れる大きな古墳にびっくり。

体験隊活動へご協力いただきました保護者ボランティアや地域ボランティアのみなさんに厚くお礼申し上げます。平成27年度も活動へご協力いただける方を募集しています。ぜひ歴史民俗資料館(☎22-5699)までご連絡ください。

松岡五兄弟

松岡 五兄弟

第11話



明治10年(1877)、松岡は姫路の師範学校から神戸の師範学校へ転学。翌11年に卒業して、昌文小学校(田原小学校の前身)の校長となります。このとき、若干19歳なげ、姫路の師範学校に入学したのに、卒業は神戸師範学校なのでしょか。なげ、19歳という若さで校長先生になれたのでしょか。今回は、県が教師になるまでのお話をしたいと思います。

日本の近代教育制度がはじまったのは、明治5年の「学制」公布にさかのぼります。これにより、武士の子弟の教育を担っていた藩校や、庶民の教育を担っていた寺子屋は姿を消し、各地に小学校が設立されるようになります。しかし、小学校ができて、生徒を教える教員の数が不足していました。

現代では、学校の先生になるために学ばなければならぬ教料が決まっており、それらを履修しなければ、教員免許がとれません。さらに、採用試験に受からなければ、実際に先生になることはできません。しかし、学制が公布された頃は、教員を養成するための仕組みが十分に整備されていませんでした。また、教員についての規定もありましたが、それを満たせる人材は多くありませんでした。

そうした中、各地に教員を養成するための師範学校が設立されていきます。

県もまた教員となるべく姫路の師範学校に入学します。明治初期、兵庫県は今のようない県域ではなく、播磨地域は飾磨県に属していました。ところが明治9年、府県の再統合が行われ、旧兵庫県(摂津西部地域)・飾磨県(播磨地域)・豊岡県(丹波・但馬地域)と名東県の一部(淡路島)がひとつになり、今の兵庫県が生まれます。

合併前の各県はそれぞれ師範学校を持っていましたが、合併後、財政的な事情もあり、学校を統廃合することになりました。そして明治10年、兵庫師範伝習所・飾磨県師範学校・豊岡県師範学校が統合され、神戸師範学校が設立されたのです。

このとき、飾磨から神戸に転学した生徒の回想が残っています。それによると、当時飾磨の師範学校には100名ほどの生徒が在籍していました。その中から28名が選ばれて、神戸に転学。残りの生徒は臨時卒業の形で、ただちに教職に就くことになりました。一方、選抜された生徒たちは、揃いの袴を身につけ、飾磨港から船に乗り、一路神戸へと向かったそうです。「兵庫御影師範学校創立五十周年記念誌」より。

県もまた、選抜組の1人と

して、神戸師範学校に転学しました。当初、新校舎はまだ建築中。師範教育の方法もまだ整備段階で、教科書や参考書等も十分ではなかったようです。そうした状況の中、県をはいじめ、師範学校の生徒たちは、寄宿舎生活を送りながら、教員になるための修養を積んでいったのです。

明治11年。県は神戸師範学校の第一期生として卒業。地元昌文小学校の校長となり、さらに翌年からは、神東・神西両郡の小学校校長となり、その傍ら各小学校を巡回して、教員に授業方法を指導していたようです。当時、まだ正規の資格をもった教員の数は少なく、師範学校で教育を受けた者はさらに少数でした。場合によっては、小学校を優秀な成績で卒業した子どもを、「授業生」という補助教員に任命することもあったといえます。

こうした状況にあつて、弱冠19歳とはいえ、当時の教育に関する最先端の知識を習得した県は、地域の小学校教育を担う、貴重な人材だったのです。

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

19歳の校長先生

神戸大学大学院人文学研究科

地域連携センター研究員

井上 舞

町の歴史や文化がよくわかる!!

『福崎町史』販売中

福崎町の自然、古代から近現代までの歴史、柳田國男と松岡家などが平易な文章で書かれています。ぜひお手元においてご愛読ください。販売場所：歴史民俗資料館



福崎町史全4巻

第1巻(本文編) 5,000円

第2巻(本文編) 4,700円

第3巻(資料編) 4,000円

第4巻(資料編) 4,500円

歴史民俗資料館 連続講座のご案内

園田学園女子大学の大江篤さんをお招きし、連続講座「歴史文化遺産としての民俗文化 - 生誕140年 柳田國男の『故郷七十年』を読む -」を開催します。ぜひご参加ください。

日時 7月4日(土) 13:30~15:00

場所 歴史民俗資料館2階 / 無料

第2回 柳田國男検定【初級編】参加者募集

民俗学の父・柳田國男の生誕地である福崎。

ここで柳田國男検定がはじまった。

國男の生涯に挑戦してみませんか。

日時 8月2日(日) 11:00~(開場10:30)

会場 文化センター

試験時間 60分

出題形式 公式テキストから70%以上
択一式のマークシート(50問)

受験料 1,000円 当日払い
学生(小・中・高校生)は無料
団体10人以上で900円

対象者 小学生以上

定員 100人(先着)

合格基準 35問以上の正解

申込期限 7月10日(金)

めざせトップ賞!

最高得点者には
國男賞を贈ります



公式テキストのご案内

柳田國男読本 1冊 200円

『福崎と柳田國男』

販売場所

- ・記念館
- ・教育委員会
- ・文化センター

* 郵送もできます。



参加者特典

特製バッジ
もちむぎソフトクリーム券

合格者特典

認定証
五角(合格)鉛筆

申し込み先 柳田國男・松岡家記念館 ☎22-1000 社会教育課(内線257)

開館時間
午前9時~午後4時30分

休館日
月曜日、祝日の翌日、12月28日~1月4日

入館料 無料

交通 JR播但線で福崎駅下車、徒歩約30分、またはバス・タクシーを利用。

車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。

柳田國男・松岡家記念館
歴史民俗資料館
利用案内

福崎町文化財だより(67)発行 平成27年6月4日

・福崎町教育委員会
福崎町南田原3116の1
☎0790220560

・柳田國男・松岡家記念館
・神崎郡歴史民俗資料館
福崎町西田原1038の12
☎0790221000
(記念館)
☎0790225699
(歴史)

